

雄武町快適住まいづくりへの 支援制度の期間が延長されます！

令和3年3月までとなっておりました『雄武町快適住まいづくり促進条例』について、引き続き令和8年3月31日まで延長することとなりました。

制度の延長に伴い、一部変更となった内容もありますのでご注意ください。

1 対象者・対象住宅

- (1) 雄武町に現在居住されている方又は今後雄武町に居住しようとする方で、下記に定める期間以上、その住宅に居住される方
 - ①新築工事、増築工事、改築工事又は新築建て売り住宅、中古住宅の購入については10年以上居住が確約できる方
 - ②改修工事については5年以上居住が確約できる方
- (2) すでにこの制度で補助金を受けられている方で、下記に定める条件を満たしている方
 - ①新築工事、増築工事、改築工事又は新築建て売り住宅、中古住宅の購入で補助金を受けてから10年以上経過した方
 - ②改修工事で5年以上経過した方

※5年以上経過していない場合でも今まで受けた額と合わせて上限になるまで受けることができます。
- (3) 町税その他、町に対する債務の履行を遅滞していない方
- (4) 町民が自ら所有し、居住する町内の住宅

2 対象となる工事等

- (1) 住宅の新築工事及び新築建て売り住宅の購入
※町内業者及び町外業者を制限しません。
 - (2) 住宅部分の増築工事及び改築工事
※建設業登録を受けている町内業者に限ります。
 - (3) 中古住宅の購入
※ただし、住宅部分のみの固定資産税評価額が200万円以上の住宅が対象で、固定資産税評価額の証明が必要となります。
 - (4) 居住に係る部分の改修工事
※建設業登録を受けている町内業者に限ります。
※補助の対象となる工事内容について、役場窓口やHPで確認できます。
- 注) 車庫や店舗等の住居以外の部分が併設されている住宅は、それらの部分を補助対象から除外します。

3 申請方法

- (1) 新築工事、増築工事及び改築工事を申請される方は事前に建築基準法による申請等が完了後、工事着手前に速やかに申し込みをして下さい。
 - (2) 新築建て売り又は中古住宅を購入される方は売買契約日から1ヶ月以内に申し込みをして下さい。
 - (3) 改修工事を申請される方は工事着手前に申し込みをして下さい。
- 注) 予算の範囲内での実施のため、申請状況により当該年度の申込みを締め切らせていただくことがありますので、ご了承ください。

4 補助金の額

- (1) 新築工事及び新築建て売り住宅については、対象床面積1㎡当たり15,000円とし、補助金の上限は200万円までとなります。ただし、町外業者の施工の場合は2分の1の補助金となります。
- (2) 増築工事及び改築工事については、対象床面積1㎡当たり15,000円とし、補助金の上限は200万円までとなります。
- (3) 中古住宅の購入については、対象床面積1㎡当たり7,500円とし、上限は100万円までとなります。
- (4) 改修工事については、対象となる工事費の3分の1以内とし、上限は一住宅につき100万円までとなります。ただし、申請から5年の間に補助金を受けられた方は今まで受けた額と合わせて100万円になるまで受けることが出来ます。

5 補助金の加算

- (1) 新築工事又は住宅を購入する場合、同居する中学生以下の子供1人に対し20万円を加算します。
- (2) オホーツク総合振興局管内認証木材を使用した新築工事の場合は、認証木材使用量1㎡当たり15,000円を加算します。

6 制度の期間・期限

補助金を申請するにあたり、各工事及び購入は当該年度の2月末までに完了し、書類が提出できることとします。

※上記期間に書類が提出できない場合は、補助金を受けることが出来なくなります。

7 お問い合わせ

手続き等に対するお問い合わせや申請手續の担当は、役場建設水道課建築係(電話 0158-84-2121 内線 262)です。

※申請は当該年度の4月1日(土日を除く)から受付を行います。

8 注意事項

下記の場合、補助金の返還又は承認・交付決定取消となることがあります。

- ・居住確約期間中に住宅を売買・譲渡・賃貸等行い、補助を受けた者が工事又は購入した住宅に住まなくなる場合。

※一部緩和措置がありますので窓口にて相談願います。

- ・虚偽の申請等の不正行為が発覚した場合。